

長野市介護保険フレッシュ情報

号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護報酬等の請求の取扱いについて
- 【補足】令和元年台風19号災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにおける「住家」の解釈について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護報酬等の請求の取扱いについて

御了知のとおり令和元年11月7日付け事務連絡「令和元年台風第19号に伴う災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」が厚生労働省老健局から示されています。

つきましては、この通知に関し請求に伴う留意点をまとめましたので、ご確認いただき適切な取扱いをお願いします。

なお、この取扱いは令和2年1月サービス利用分までを想定しています。

- 1 利用料免除対象者として、給付率100%で請求された利用者については、給付率100%の被保険者として介護保険課で登録します。そのため、サービス提供事業所間で給付率の異なる請求がなされた場合、給付率100%の請求が優先され、通常の給付率の請求は返戻となります。
ケアマネジャー、サービス提供事業所間で調整の上、請求してください。
- 2 利用料免除対象者であるにもかかわらず通常の給付率で請求をした場合、もしくは利用料免除対象者でないにもかかわらず給付率100%で請求をした場合は、過誤調整によりご対応いただくこととなります。
その場合は、過誤（返戻）依頼票について、取下げ理由を「その他」に○印を付け、「利用料免除対象のため」「利用料免除対象ではないため」等記載をお願いします。
- 3 前述2の過誤調整よりも先に、翌月以降異なる給付率で請求する場合は、介護保険課で登録した被保険者の情報を事前に修正する必要があります。その場合には、請求月の5日までに介護保険課まで連絡してください。
- 4 今後、サービス利用者の被災状況が明確になった場合、利用料免除対象者の給付実績について、長野市から確認をする場合があります。その際には別途通知させていただきますので、よろしくをお願いします。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）

【補足】令和元年台風19号災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにおける「住家」の解釈について

令和元年11月1日付けフレッシュ情報号外において、「令和元年台風19号災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにおける「住家」の解釈について」をお示ししましたが、お問い合わせのあったことについて、お知らせします。(以下、下線部のみ追加)

1 対象者の要件

- (1) 略
- (2) ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
②～⑤ 略

この場合における「住家」とは、住民票のある場所ではなく、実態として居住する場所をいい、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護等を含みます。

なお、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護は含まれません。長期利用者であっても、住家は自宅になり、被災した事業所を利用していたことをもって、免除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp